

2014-03-06 作成版

プレ模範議会2014 in 参議院
体験プログラム資料

平成26年3月18日

白鷗大学法学部岡田順太研究会
立正大学法学部岩切大地研究会
SFC 模範議会プロジェクト2014

< Time Table >

13 : 00 東京メトロ有楽町線永田町駅（1・2番出口改札口）集合

13 : 30 参議院参観

14 : 30 模範議会 in 参議院（体験プログラム）

16 : 30 終了（予定）

< Contents >

- ① 進行表
- ② 委員会座席表
- ③ 役割分担表
- ④ 委員長用台本
- ⑤ 趣旨説明文
- ⑥ 質疑答弁集
- ⑦ 反対討論文
- ⑧ 賛成討論文
- ⑨ 附帯決議案
- ⑩ 附帯決議に対する政府発言

- ⑪ 議長用台本
- ⑫ 委員長報告
- ⑬ 反対討論文

- ⑭ 法律案

2014-03-06 作成版

※当日は最新版を持参してください。

① プレ模範議会 2014 進行表

議案：代理懐胎の適正化及び親子関係の特例に関する法律案（第 186 回国会衆法▲▲号）

○ 参議院生殖補助医療に関する特別委員会

事 項	担当会派	担当者名	所 要
開議宣告・委員長選任手続		A6・B4	15分
挨拶	委員長	X	
政府参考人出席要求	委員長	X	
趣旨説明	衆議院議員①	M1	30分
質疑①	会派①	A1	
質疑②	会派②	B1	
質疑③	会派③	C1	5分
討論（反対）	会派③	C3	
討論（賛成）	会派①	A2	5分
採決	委員長	X	10分
附帯決議	会派②	B2	
政府からの発言	厚生労働大臣	G1	
審査報告書作成承認・散会宣告	委員長	X	
計			65分

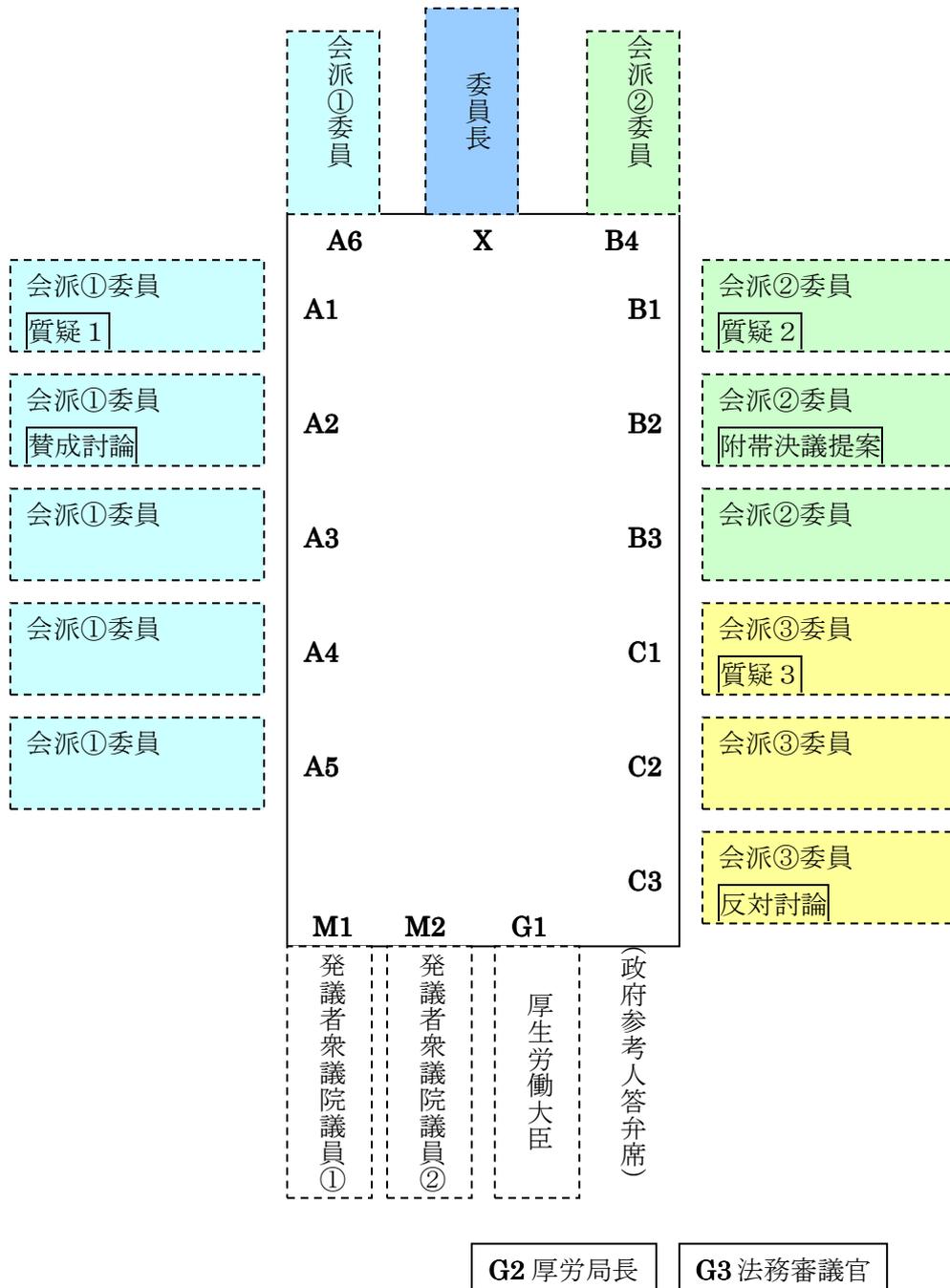
<答弁者>

衆議院議員①（M1）、衆議院議員②（M2）、厚生労働大臣（G1）、法務省大臣官房審議官（G2）

○ 参議院本会議

事 項	担当会派	担当者名	所 要
開議宣告	議長	Y	7分
委員長報告	委員長	X	
討論①（反対）	会派③	C2	10分
採決	議長	Y	3分
散会宣告	議長	Y	
計			20分

② 委員会座席表



※ 当日、変更する場合があります。

③ 役割分担表

○ 委員会

(委員長)	X	[]	君	
(質疑者)	A1	[]	君 (会派①)	
	B1	[]	君 (会派②)	
	C1	[]	君 (会派③)	
	C2	[]	君 (会派③) ※本会議	
(反対討論)	C3	[]	君 (会派③)	
(賛成討論)	A2	[]	君 (会派①)	
(附帯提案)	B2	[]	君 (会派②)	
(発言無し)	A3	[]	君 (会派①)	
	A4	[]	君 (会派①)	
	A5	[]	君 (会派①)	
	A6	[]	君 (会派①) ※冒頭のみ	
	B3	[]	君 (会派②)	
	B4	[]	君 (会派②) ※冒頭のみ	
(答弁者)	発議者衆議院議員①	M1	[]	君
	発議者衆議院議員②	M2	[]	君
	厚生労働大臣	G1	[]	君
	厚生労働省雇用均等・児童家庭局長	G2	[]	君
	法務省大臣官房審議官	G3	[]	君

○ 本会議

(議長)	Y	[]	君
(委員長)	X	[]	君
(発議者)	M1	[]	君 ※発言なし
	M2	[]	君 ※発言なし
(討論者)	C2	[]	君 (会派③)

④ 委員長用台本

※ 委員長は、役割分担表をもとにカッコ内の空欄に予め氏名を書き込んでおく。 ※

〔開会時は A6 委員が委員長席に着席。委員長役は A6 委員席に着席しておく。〕

〔A6 委員が委員長選任まで主宰者を務める。〕

A6 「ただいまから生殖補助医療に関する特別委員会を開会いたします。

本院規則第八十条第二項により、年長のゆえをもちまして私が委員長の選任につきその議事を主宰いたします。これより委員長の選任を行います。つきましては、選任の方法はいかがいたしましょうか。」

〔B4 「委員長」と呼び、委員挙手〕

A6 「〔B4 〕君。」

B4 「委員長の選任は、主宰者の指名に一任することの動議を提出いたします。」

A6 「ただいまの〔B4 〕君の動議に御異議ございませんか。」

〔A6・答弁者以外全員「異議なし」と呼ぶ〕

A6 「御異議ないと認めます。それでは、委員長に〔X 〕君を指名をいたします。」

〔答弁者以外、全員拍手。X は委員長席に着席。A6 は自席に着席する。〕

〔委員長、起立〕

この際、一言ごあいさつを申し上げます。ただいま委員各位の御推挙によりまして当委員会の委員長に選任されました〔X 〕でございます。委員会の運営に当たりましては、公正かつ円滑な運営に努めてまいりたいと存じますので、委員各位の御支援と御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

〔答弁者以外全員拍手、委員長着席〕

ただいまから理事の選任を行います。

本委員会の理事の数は四名でございます。

理事の選任につきましては、先例により、委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔答弁者以外「異議なし」と呼ぶ〕

御異議ないと認めます。

それでは、理事に〔A6 〕君、〔A1 〕君、

〔B4 〕君及び〔C1 〕君を指名いたします。

暫時休憩いたします。

[休憩、省略。そのまま続行。]

ただいまから生殖補助医療に関する特別委員会を再開いたします。

政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

「代理懐胎の適正化及び親子関係の特例に関する法律案」の審査のため、本日の委員会に 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長〔G2 〕君及び 法務省大臣官房審議官〔G3 〕君を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ありませんか。

[答弁者以外全員「異議なし」と呼ぶ]

御異議ないと認め、さよう決定いたします。

「代理懐胎の適正化及び親子関係の特例に関する法律案」を議題と致します。

発議者の衆議院議員〔M1 〕君から趣旨説明を聴取いたします。
〔M1 〕君。
〔〔 M1 〕君「委員長」と呼び、挙手〕
〔M1 〕君。

〔M1 から趣旨説明〕

※以下、政府の呼び方

- ・ ○○厚生労働大臣
- ・ 厚生労働省○○雇用均等・児童家庭局長
- ・ 法務省○○審議官

(○○は姓のみ)

※発議者は「衆議院議員〔フルネーム〕君」と呼ぶ。

以上で趣旨説明の聴取は終了いたしました。

※ 質疑中は、発言者（委員・発議者・政府側）にいちいち挙手させ、それを指名する。

〔※ 予定の時間を過ぎているのに質疑を続ける委員がいる場合の発言
○○○○君、時間が来ておりますので、簡潔にお願いします。〕

〔※ 不規則発言でうるさいとき。
静粛に願います。〕

〔※ 質疑者・政府側が勝手に発言をしているとき。
○○君に申し上げます。発言は、委員長の許可を得てからに願います。〕

質疑のある方は順次御発言願います。

(〔 A1 〕 君「委員長」と呼び、挙手)

〔A1 〕 君。(その他の会派①委員、拍手。)

(質疑者「終わります」と呼ぶ。その他の会派①委員、拍手。)

以上で〔A1 〕 君の質疑は終了いたしました。

次に、〔B1 〕 君。(その他の会派②委員、拍手。)

※ 質疑中は、発言者（委員・発議者・政府側）にいちいち挙手させ、それを指名する。

(質疑者「終わります」と呼ぶ。その他の会派②委員、拍手。)

以上で〔B1 〕 君の質疑は終了いたしました。

次に、〔C1 〕 君。(その他の会派③委員、拍手。)

※ 質疑中は、発言者（委員・発議者・政府側）にいちいち挙手させ、それを指名する。

(質疑者「終わります」と呼ぶ。その他の会派③委員、拍手。)

以上で〔C1 〕 君の質疑は終了いたしました。

他に御発言もないようですから、本案に対する質疑は終局したものと認めます。

(G2 及び G3 は一礼して退席。傍聴席に戻る。委員長は退席を見届けて議事続行。)

これより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

(〔 C3 〕 君、「委員長」と呼び、挙手)

〔C3 〕 君。

(〔 C3 〕 君反対討論、その他の会派③委員、始めと終わりに拍手)

(〔 A2 〕 君、「委員長」と呼び、挙手)

〔A2 〕 君。

(〔 A2 〕 君賛成討論、その他の会派②委員、始めと終わりに拍手)

他に御意見もないようですから、討論は終局したものと認めます。

これより「代理懐胎の適正化及び親子関係の特例に関する法律案」について採決に入ります。

本案に賛成の方の挙手を願います。

[会派①・②委員挙手、会派③委員「反対」と呼ぶ。]

多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

[発議者 M1・M2 は起立し、一礼。会派①・②委員拍手。]

この際、[B2] 君から発言を求められておりますので、これを許します。

([B2] 君挙手)

[B2] 君。

([B2] 君附帯決議案文朗読)

ただいま [B2] 君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

[委員全員挙手]

全会一致と認めます。よって、[B2] 君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、[G1 (姓のみ)] 厚生労働大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。[G1 (姓のみ)] 厚生労働大臣。

[大臣発言]

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

[委員全員「異議なし」と呼ぶ。]

御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

⑤ 発議者の趣旨説明文

ただいま議題となりました「代理懐胎の適正化及び親子関係の特例に関する法律案」につきまして、提案の理由及び概要を御説明申し上げます。

近時、生殖補助医療技術の進歩は急速に進んでおり、その実施体制の整備、安全性、倫理性の確保を図る観点からの法整備が求められております。本法案は、そうした生殖補助医療のうち、妻が子を懐胎することが困難な夫婦について、第三者の女性が妻に代わって懐胎するための手術等の適正化をはかるとともに、これによって出生した子については、民法の特別養子縁組の制度にならない、当初から当該夫婦間において出生した子として扱う特例を設けるものであります。

次に本法律案の概要についてご説明申し上げます。

第一に、代理懐胎をさせるための手術について、その要件及び手続を定めるとともに、営利を目的とした代理懐胎等について禁止することとしております。

第二に、業として代理懐胎をあっせんする者については、厚生労働大臣の許可を受けるものとし、その事業の適正を確保するための所要の措置を講ずることとしております。

第三に、代理懐胎により出生した子の親子関係について、民法の特別養子縁組の制度に準拠して、出生当初より依頼夫婦との養子縁組が成立しうよう特例を設けることとしております。

以上が、本法律案の概要でございます。なにとぞ慎重にご審議の上、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

⑥ 質疑答弁集（質疑者 1～3）

※ 質疑を行う上での注意 ※

<質疑者>

- ・ 発言には、委員長の許可が必要です。
- ・ 「委員長」と手を挙げて呼び、指名されたら着席のままで、質疑を行います。
- ・ 最初の質疑の冒頭には、「〇〇党の××です。」と自己紹介をし、最後の質疑が終わったら、「終わります。」と言います。
- ・ 答弁を聞いている最中は着席します。
- ・ 発言の都度、委員長に発言の許可を求めてください。
- ・ 必ずしも台本を一字一句読む必要はありません。趣旨が伝われば、適宜、アレンジして構いません。

<答弁者（政府）>

- ・ 発言には、委員長の許可が必要です。
- ・ 「委員長」と手を挙げて呼び、指名されたら着席のままで、発言を行います。ただし、政府参考人は発言者席まで移動して立ったままで答弁し、発言を終えたら自席に戻ります。
- ・ 答弁の冒頭には「お答えします」と言うといいです。
- ・ 法案を審議して頂いている立場なので、答弁は懇懇な態度で、丁寧な言葉で行うようにしましょう。
- ・ 待機中も姿勢正しく行儀良くしていきましょう。
- ・ 野次や拍手などをしてはいけません。
- ・ 政治家（発議者・大臣）と官僚（政府参考人）とは異なる立場ですので、その点を注意しましょう。

<発言者以外の委員>

- ・ 委員長が「ご異議ありませんか」と言った場合は、大きな声で「異議なし」と言います。
- ・ 仲間の議員の発言には、適宜、拍手で賛同を示したり、「そうだ」などと合いの手をいれます。
- ・ 立場の異なる議員や答弁者には、容赦なく野次を飛ばしましょう。
- ・ 野次にも節度が必要です。個人を誹謗中傷するようなものは避けましょう。

会派① おいしい無党 質疑

おいしい無党の〔A1 〕です。発議者の皆さまをはじめとして、関係者の方々は連日の委員会審査ご苦労様です。

○ 法案提出の背景

早速ですが、本法案を提出された背景についてご説明下さい。

(衆議院議員①)

ご案内の通り、近年、生殖補助医療技術の進歩は急速に進んでおります。特に問題となっておりますのは、妻が子を懐胎することが困難な場合に、第三者の女性に依頼して、夫婦間の受精卵等をもって懐胎・出産をさせる、いわゆる代理出産であります。まず問題となりますのは、その法的な親子関係の確定でありまして、現行法では出産した女性が当然に母親であるとされておりまして、依頼した夫婦の子とするためには養子縁組をする必要が生じて参ります。海外の事例では、出産した女性が養子縁組を拒んで、子どもを自分で育てるということで、訴訟に発展するケースも出ております。

また、代理出産ビジネスというのが世界的に問題となっておりまして、貧しさから代理出産を引き受ける者をあっせんする業者がいて、出産後の女性へのケアもなく、道具のように扱うということも問題視されております。やはり営利を目的とした代理出産は同義的に認められないですし、女性の健康や安全を守るためにも法的規制が不可欠であります。

こうした背景に対処すべく、本法案は、代理出産の適正化をはかるとともに、親子間の法律関係に関する特例を設けることとしたものであります。

まず、法的な親子関係について確認しておきます。出産した女性が母親であるとの現行法の考え方について政府の見解をお聞かせ下さい。

(法務省大臣官房審議官)

お答えいたします。

民法には、法律上の母子関係、母と子の関係について直接明記した規定はありませんが、懐胎、出産した女性が出生した子の母であり、母子関係は懐胎、出産という客観的な事実により当然成立すると解されております。昭和 37 年 4 月 27 日の最高裁判決もその旨述べております。

いわゆる代理出産によって子が生まれた場合の法律上の母子関係につきましても、最高裁判所は、平成 19 年に、現行民法の解釈としては、出生した子を懐胎し出産した女性をその子の母と解さざるを得ないと判断しているところでございます。

一般論と致しまして、生殖補助医療によって生まれた子の法律上の親子関係の問題は、その前提となります生殖補助医療そのものに関する法的規制と切り離して検討することは困難ですので、その具体的な内容を踏まえて検討する必要があると考えております。

本法案におきましても、出産した女性を子の母とする考え方は維持しているものと承知しております。

以上でございます。

この法案は、現行法の考え方に何か変更を加える仕組みになっているのでしょうか。

(衆議院議員②)

この法案は、従来からの出産した女性が母であるとの考え方に変更を及ぼすものではないと思います。立案過程におきましては、依頼夫婦の妻を母とする規定を設けるべきとの考えも強かったのですが、いたずらに法律関係を複雑にしてしまうおそれがあるとのことで見送られました。

この点は、日本医師会が生殖補助医療法制化検討委員会を設けまして、平成25年2月13日に提案を出されております。そのなかで、親子関係に関する特例を提案されていますが、「生殖補助医療技術により懐胎し出産した者が母である」との現行制度の考え方を踏襲され、その上で、依頼者たる夫に父性推定の原則を設けるようにしております。

私どもと致しましても、結果的に依頼者夫婦と出生した子の間に親子関係が構築されればよいということ、出生と親子関係の構築との間に当事者の感情が入り込まないように配慮すること、これらの点から、出生の事実をもって特別養子縁組が成立し、親子関係の異動が生じる制度が最適であると考えて、本法案を作成した次第であります。

ここで、特別養子縁組制度についてご説明いただけますでしょうか。

(法務省大臣官房審議官)

お答えいたします。

民法上、家庭裁判所は、申立てにより、養子となる者とその実親側との親族関係が消滅する養子縁組を成立させることができるとされておりまして、これを特別養子縁組と称しております。

これは、原則として6歳未満の未成年者の福祉のため特に必要があるときに、未成年者とその実親側との法律上の親族関係を消滅させ、実親子関係に準じる安定した養親子関係を家庭裁判所が成立させる縁組制度でございます。そのため、養親となる者は、配偶者があり、原則として25歳以上の者で、夫婦共同で養子縁組をする必要があるとされております。また、離縁は原則として禁止されております。

また、この場合、戸籍には、普通養子の場合のように「養子」とは記載されませんで、実子と同じように長男、長女のように記載されます。両親も養父母のみ父、母として記載し、実父母の記載はなされません。

以上でございます。

この法案についての私の理解ですと、まず、代理の女性が懐胎したことをもって家庭裁判所に申し出れば、特別養子縁組のいわば予約をすることができる。それで、実際に出生すれば、出産した女性との間に法的には実親子の関係が生じるが、同時に、養子縁組が成立するので、出生の時点で依頼者夫婦に親子関係が移ることになる。もし出生しなければ、親子関係・養子縁組関係ともに成立しない。このような理解でよろしいでしょうか。

(衆議院議員②)

委員ご指摘の通りでございます。

現状をよく踏まえつつ、代理出産に関わる親子関係を迅速に確定させる優れた法案であると感心致しました。やはり、懐胎したのはいいが、その後の事情の変化によって依頼夫婦が子どもを引き取ることを拒否したり、逆に、懐胎・出産した女性が自分の子だとして引渡しを拒否したりということがないようにするためには、このような仕組みが欠かせないのだと思います。

時間もありませんので最後に、生殖補助医療全般についての政府の検討状況についてお聞かせ願えますか。

(厚生労働大臣)

平成15年に厚生科学審議会の中で生殖補助医療部会というのを作りまして、その中でいろんな議論をしていただいて一定の法制化に向けての論点整理をしたわけでありましてけれども、やはりいろんな御議論がありまして、その後、法制化に至っておりません。

平成20年には、日本学術会議の方で代理懐胎を中心にいろんな御議論をいただきました。このときには、やはりこういうものは国民の代表たる国会で法律を作るべきではないか、こういう御議論がございましたが、いずれにいたしましても、この代理懐胎等々につきましてはなかなか難しい部分もありますし、それから卵子の提供に関しましては更にこの日本学術会議の方でしっかりと御議論をしていくというような御方針のようでございますが、その後もいろんな議論があるわけでありまして。

これは、例えば、その子供さん、生まれてこられた子供さんの例えば出生等々どうするんだ、出自をどうしていくべきなのかという問題もございまして、そもそもの範囲までこの生殖補助医療というものが許されるべきなのか、こういう御議論もございまして。そして、卵子を提供をされて妊娠をされた場合のリスクというものをもう少し科学的に検証していく必要もあるのではないかとというような御議論もあるわけでございますから、そのような意味からいたしましては、なかなか国としてまだ法律を作るところまで行っておりませんが、いずれにしましても、実態はそれでも動いておりますので、こういうものはしっかりと我々把握をしていかなければならないというふうに思っておりますし、海外でいろんな法制度あるようございますが、それが今どのような形で運用されておるのか、こういうこともしっかりと検証しながらいろんな問題に対応する必要がある、このように思っております。

ありがとうございました。

まあ、政府が議論ばかりで動かないということで、今回、議員立法で出させて頂くことになった訳であります。科学技術の発展は本当に目をみはるものがありますが、その一方で立法は後手後手となっております。とにかく、唯一の立法機関である国会が、一歩でも二歩でも技術革新に追いつけるよう努力していかなければならない分野であると強く認識しております。政府には、そこを

バックアップしてもらいたいと思います。
私の質問は以上です。終わります。

会派② ぼくらの党 質疑

ぼくらの党の〔B1 〕です。本日はよろしくお願ひします。

ご承知の通り、わが党の立場は、家族関係を法律の枠組みで縛るのではなく、時代に合わせてもっと自由にしていくべきだというものです。基本的に法案には賛成ですが、想定している家族関係があまりにも狭いと感じております。

○ 性同一性障害をめぐる問題

そこで、今日は性同一性障害に関する家族の問題を考えたいと思います。これまで、現行制度上、性別変更をして男性になった性同一性障害の方とそのパートナー女性との間で生まれた子どもは嫡出子として受理されないことになっているわけです。これはおかしいのではないかと問題提起です。性同一性障害特例法では、性別の変更により他の性別に変わったものとみなすと書かれているにもかかわらずです。

例えばアメリカでは、女性から男性へと性別変更手術を行う前に自分の卵子を冷凍保存しておいて、婚姻後、第三者の精子を使って人工授精をして妻の女性に産ませるというケースが出ております。

ところが、先日、最高裁におきまして、従来の考えを覆す判決が出されました。法務省にご説明して頂けますでしょうか。

(法務省大臣官房審議官)

お答えいたします。

ご指摘の平成 25 年 12 月 10 日付けの最高裁第 3 小法廷決定でございますが、性同一性障害のため女性から性別を変更した兵庫県の男性とその妻が、第三者の精子提供による人工授精で妻が産んだ 4 歳の長男の戸籍上の父親を男性と認めるよう求めた家事審判であります。最高裁は、申し立てを却下した一、二審の判断を破棄いたしまして、「妻が婚姻中に妊娠した子は夫の子と推定する」とした民法の規定が適用されると判断し、男性の訴えを認めたというふうに承知しております。

以上でございます。

法律婚をしている夫婦が、A I D、非配偶者間人工授精によって授かった子どもを役所に届け出ると、窓口では遺伝子的なつながりが判断できないということで、嫡出子として受理する運用になっています。ところが、性同一性障害の場合は、性別変更をしたことが分かるので受理されない。今回の最高裁は、これを違法とした訳です。

ただ、戸籍に性別変更したということが記載され続けているということに性同一性障害の方が苦しみ続けているわけですから、窓口の職員が知り得ないようなこうした記述を削除をすべきではないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

(法務省大臣官房審議官)

お答えいたします。

ご指摘の問題は、今の親子の問題と同時に、戸籍制度の意義に関わってまいりまして、個人のプライバシーの問題もございますが、例えば婚姻をすれば新しい戸籍を編製する、性転換をすればまた新しい戸籍を編製するということになっております。ある人が新しい戸籍を編製したときに遡って行って、どういう親から生まれた、どういうふうな兄弟関係があったのかということが最後は分かりませんと、例えば兄弟姉妹で婚姻届を出すというようなこともそのまま受理されてしまうかもしれないというような問題も一方であるのではないかと思います。

したがって、家族の在り方をどう位置付けていくか、幅広い観点から検討しなければこの問題は答えが出ないのではないかと考えております。

以上でございます。

是非、法務省の中にも第三者機関のようなものをつくっていただいて、この性同一性障害の問題も含めて検討していただければと思いますが、いかがでしょうか。

(法務省大臣官房審議官)

お答えいたします。

法制審議会では、平成 13 年から生殖補助医療関連親子法制部会を置きまして、平成 15 年まで相当議論がなされてきたところでございます。ただ、結局のところ議論が収れんしないままに終わっているという、つまり、非常にそれだけ解決が難しかったということがございます。法務省といたしましては、今後ともよく研究させていただきたいと思っております。

以上でございます。

この点、厚生労働省はどのような取組みをしているのでしょうか。

(厚生労働大臣)

厚生労働省といたしましては、精神障害者保健福祉手帳の性別欄を本年平成 26 年中にも削除する方向で検討に入っております。性同一性障害、いわゆる G I D の方で福祉手帳を所持している方がおられまして、性別欄があることで、心と異なる性別の記載を苦痛に感じていることに配慮すべきということで、対応させて頂くことになりました。現在、省令の改正作業を進めておりまして、パブリックコメントなどを経て都道府県と政令市が新しい手帳を交付することとなると考えております。

また、国民健康保険証につきましては、一昨年より性別を表面に記載しない方法を認めております。

今後とも、性同一性障害をお持ちの方への配慮を行って参りたいと考えております。

よろしくお願いたします。役所によって、問題意識の温度差があるようですので、大臣からも法務省に制度見直しを進めるように働きかけてください。

○ 生殖補助医療への補助

最後に、少子化対策としての生殖補助医療についてお聞きします。昨今、女

性の社会進出に伴って晩婚化が進んでおります。第一子出産が平均 30 歳を超えているというような状況で、35 歳以上の出産がまたどんどん増加してきている。こういった中で、平成 22 年は、約 29,000 人の子供さんがこの生殖補助医療で生まれた子供さんになっているということでございます。

そこで、政府も、平成 16 年から、特定不妊医療助成ということで補助をしております。ただ、ことしから、凍結胚移植と、よい状態の胚が得られない等により中止したものの一回の助成額が、15 万円から 7 万 5 千円に減っているということでございます。

この凍結胚移植で生まれる子供さんたちは、何と 19,000 人です。先ほど申し上げた、29,000 人が生殖補助医療でお生まれになる。その中の 3 分の 2、19,000 人が、この胚凍結でお生まれになっている。そういった非常に大切な、コアな技術であるにもかかわらず、なぜ 7 万 5 千円に下がったのか、改めてわかりやすく説明をしていただきたいと思います。

(厚生労働省雇用均等・児童家庭局長)

お答えいたします。

委員御指摘のように、不妊に悩む方にとりまして、この特定治療支援事業、大変重要な事業というふうに私ども考えているところでございます。そのため、平成 16 年度から、高額な体外受精等の費用の一部を助成する、そうした制度を始めているわけでございます。

不妊治療においては、治療内容によって実際にかかる費用がかなり異なっております。以前に凍結した胚を利用して、採卵を伴わない凍結胚移植などについては、採卵から胚移植まで一気通貫で行う治療などと比べて安価となっているところでございます。

そのため、平成 25 年度予算においては、実質的な助成の公平化を図る観点から、採卵を伴わない凍結胚移植などについて助成単価の見直しをしたわけでございますが、具体的に助成単価をどのように見直したかということでございますけれども、不妊治療に係る平均的な費用のおおむね半額程度を見ているという実態がでございます。

そういうことを勘案いたしまして、費用が安価な、採卵を伴わない凍結胚移植などについては、実際にかかる費用の平均のおおむね半額程度に見直したということでございます。

この凍結胚移植ですけれども、基本的には、凍結された胚を融解する、そして移植をするということの技術、二つ大きな技術がございまして。

確かに、胚移植というのは、調べますと、大体 5 万円ぐらいが多いですね。ただ、胚融解に関しては、かなりばらつきがある。しかも、この技術を応用しようとするれば、当然、下準備といいますが、ホルモンを飲んで、子宮内膜をそれなりに育てていくというような準備もあります。それを確認する上での超音波の診断、もろもろ含めると、やはり私は、7 万 5 千円というのはちょっと安いのかなと。

やはり、この技術で、この補助医療で生まれる 3 分の 2の方が生まれている

わけです。とすれば、本当にコアな技術になっている、生殖医療の最もコアな技術になっている部分に関して、引き下げるといふようなことはぜひしていただきたくないと思います。もう少し上乘せをする方向でぜひ考えていただきたいと思います。昨年成立した「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」でも少子化対策を盛り込んでいますので、是非、こうした施策を充実させてください。

時間になりましたので、終わります。

会派③ 悪戦苦党 質疑

悪戦苦党の〔C1 〕です。

まず、この法案は、歴史と伝統に基づく家族の価値観や家族制度を崩壊させるものであることを指摘しておきます。

○ 家族観について

提案者にお聞きしますが、家族というのは血のつながりが必須だとお考えですか。

(衆議院議員①)

家族としての一体感、心のつながりときずなを持っていれば、私は、それは当然家族であって、生物的なつながりだけではないと、このように思っております。

ところが、現行制度はやはり血のつながりを基本に作られていますし、多くの国民も血のつながりを重視しております。今、提案者のおっしゃったのは、個人的な見解であって、国民の合意のあるものではありません。その意味で、この法案を成立させることは拙速であると指摘いたします。

○ 相続上の問題

次に、法案の欠陥を指摘いたします。この法案が想定する仕組みを利用して、例えば、代理懐胎が行われて、出生までに依頼者夫婦の一方又は両方が亡くなった場合はどうなるのですか。死者との間で特別養子縁組が成立することになりますが、本来、特別養子縁組はそのような制度ではないはずですか。いかがでしょうか。

(衆議院議員②)

代理懐胎後、出生までに依頼者が亡くなった場合であります。その対応は子の福祉を考えて個別的に決められるものと考えられます。最悪、依頼者夫婦がともに亡くなって、産まれてくる子どもの引き取り手がないとしても、だからといってすぐに墮胎というようなことにはならないと考えます。この点は、家庭裁判所を中心として出生する子にとって最良の方法を決めるということになるかと思えます。

いずれにいたしましても、出生をもって特別養子縁組が成立することになります。もとの制度上は、そうしたことを想定しておりませんが、条文上は「特別養子縁組の例による」と規定しておりまして、適用ないし準用するというものではなく、個別具体的な事件に対応して、柔軟に解釈・適用されることになると考えております。

もちろん、法律上は死者との養子縁組が成立することになりますが、それはあくまで便宜的に家族関係を成立させるものであります。そこで成立した法律関係の上に、その後の対応を考えるというのがこの制度の趣旨であります。

○ 脱法行為による国籍取得の問題

死人と養子縁組が成立するなんて制度は絶対におかしいです。それから、もっとおかしいことがこの法案では起こります。例えば、この制度を使って、か

たちだけ日本人夫婦から依頼を受けて、外国人夫婦が自分たちの子どもをもうけたとします。特に生殖補助医療も何も使わないで自然に子どもが産まれたとして、その子の国籍は当然日本国籍です。子どもはそのまま外国人夫婦が育て、養子に迎え入れたらどうなりますか。この仕組みを悪用すれば、外国人夫婦が自分の子どもに日本国籍を取らせることができる訳です。子どもをダシにして、日本に滞在する理由付けができてしまうことになりませんか。

(衆議院議員①)

この法案の仕組みが使えるのは、第一に、厚生労働省令で定める疾病又は障害により、妻が妊娠又は分娩が不可能又は困難と認められるとき、第二に、妻が妊娠又は分娩することにより、母体及び胎児の生命又は健康に危険を及ぼすおそれがあると認められるとき、そして、第三にその他厚生労働省令で定める事由に該当すると認められるときと、依頼者夫婦に限定された事情がある場合に限られておりますので、そのような心配はないと考えております。

今のお答えは甚だ疑問です。国籍法改正によって準正によらずとも子どもの国籍が取得できるようになりましたが、DNA 鑑定がプライバシー侵害ということで、政府として調べようがないのです。代理懐胎した女性が、単純に自分の夫との間に産まれた子どもを、他人の養子にしたとしても、それを国として調べることはできません。非常に危険な制度であることを指摘しておきます。

○ 特別養子縁組と知る権利

次の話題にいきます。この法案は、特別養子縁組制度に乗っかっている訳ですが、この制度は子どもが実の親を知ることは絶対にできないのですか。それでは子どもの知る権利を侵害することになりますか、いかがでしょうか。

(法務省大臣官房審議官)

お答えいたします。

戸籍上は実子と同じ記載がなされますが、ただし書きの部分に「民法 817 条の 2 による裁判確定」がなされた旨の記述がございます。つまり、特別養子縁組がなされたということでございます。それをもとにたどりますと、実親の戸籍との関係を知ることは一応、可能になっております。やはり、法律上の親子関係が断ち切られたとしても、それを知るすべがないとなりますと、実親のもとに残された兄弟姉妹にあたる者と近親婚をしてしまうおそれなどがございますので、そうした情報を残しているということでございます。

以上でございます。

要するに、生まれた子を完全に依頼者夫婦の実子として扱うものではない訳です。これは本当に当事者の望む仕組みなんでしょうか。

(衆議院議員②)

代理懐胎による出産といいましても、様々な事例が考えられます。単純に依頼者夫婦の受精卵を用いる場合や卵子は代理懐胎者のものを用いる場合、全く第三者から提供される

場合など、様々な事例が考えられます。そうした多用な生物学上の親子関係を、一つの法律上の親子関係にまとめる訳ですから、その仕組みとして特別養子縁組が最適であろうと、こう考えた次第であります。完全に出生に関わる記録を残さない訳にはいかないというのは、今、法務省からご説明があった通りでございますが、そのただし書きの記載を除けば、全く完全な親子関係が作られますので、当事者の方々の意に沿うことができると考えております。

それだったら、最初から民法の特別養子縁組を使えばいい訳です。何でわざわざ訴訟をしてまで、実子と認めて欲しいのか、その気持ちに全く寄り添っていない。そんな法案であると指摘しておきます。

○ 海外における代理出産の問題

それから、最後に、実は代理出産は、あっせん業者がかなり暗躍をしているという状況でございます。あるレポートによると、代理出産がなされている海外、アメリカ、今はもうインド、タイでビジネス化している状況になっている。日本人の夫婦も年々増加している、こういう状況になっています。内閣府の研究開発支援プログラムに指定されている研究、昨年の10月末にレポートされたものですが、これは信頼に足ると思います。中には、みずからの商業利益に反する行為をとる日本人依頼者に対しては、両親と代理出産子の円滑な日本への帰国を妨害するケースがあると。非常に合法化されたものでないところでマージンを取ってもうけている。やはり、商業主義はここにもはびこっているわけです。まずは、これを徹底的に調査する、政府として、そういったことは考えていただけませんか。

(厚生労働省雇用均等・児童家庭局長)

なかなか難しい問題かと思っておりますけれども、別の、養子あっせんのところでも、今、海外との関係で問題は指摘をされているところでございますので、どのような対応が可能か、少し考える時間を頂戴できればと思います。

この法案が成立しても、海外での代理出産は止められません。これを放置すれば、大きな国際問題になります。

時間になりましたので、この法案は全てが中途半端で、とても賛成できないということをお願いしまして、私の質問を終わります。

⑦ 委員会における反対討論

〔手をあげて「委員長」と呼ぶ。〕

私は、「悪戦苦闘」を代表いたしまして、ただいま議題となっております「代理懐胎の適正化及び親子関係の特例に関する法律案」に対し、反対の立場から討論をします。〔同じ会派委員、拍手〕

この法案が、矛盾に満ちた欠陥法案であることは、すでに委員会質疑において明らかにされてきたということは、強調し過ぎることはないでしょう。非常に危険な法案なのです。〔同じ会派委員、拍手〕

第一に、相続上の問題であります。この法案の仕組みによりますと、死者と養子縁組が成立することがあるという、考えられないようなことが生じます。いくらなんでも技巧的で、ご都合主義に過ぎる法案と言わざるを得ません。また、国籍取得に関して、悪用される可能性があるという問題点が払拭されません。〔同じ会派委員、拍手〕

第二に、分娩の事実をもって母親とするという現行制度から一步も踏み出さない法案であるという問題です。それを克服しないためにかえって様々な矛盾をはらむことになり、社会に混乱を与えることは必至と言わざるを得ません。代理出産を望む夫婦は、特別養子縁組を利用したくないから、新たな制度を求めているのです。それにもかかわらず、これを全く考慮しない法案であり、成立させても社会に害悪を撒き散らすだけです。〔同じ会派委員、拍手〕

第三に、家族の価値を崩壊させる法案であるということです。血のつながりが家族関係の基礎であるという意識が国民に広く浸透しているにもかかわらず、この法案は一部の進歩主義的なイデオロギーに基づいて、そうした伝統的な価値観を崩壊させることが狙いです。個人を家族関係から切り離し、アトム化された虚しい個人を創出させる発想は、20世紀に破綻した左翼の思想そのものです。家族の温かさのある日本の原風景を守るためにも、この法案の成立は断固として阻止しなければなりません。〔同じ会派委員、拍手〕

以上の理由から本法律案に反対することを表明し、討論といたします。ありがとうございました。〔同じ会派委員、拍手〕

⑧ 委員会における賛成討論

〔手をあげて「委員長」と呼ぶ。〕

私は、「おいしい無党」を代表いたしまして、ただいま議題となっております「代理懐胎の適正化及び親子関係の特例に関する法律案」に対し、賛成の立場から討論をします。〔同じ会派委員、拍手〕

この法案が成立することで、日々進歩する生殖補助医療技術に少しでも法制度が追いつくことは言うまでもないことですが、それとともに、子どもを欲しいと願う夫婦の幸福追求権を保障する一助にもなり、絶対に成立させなければならぬと言わざるを得ません。〔同じ会派委員、拍手〕

賛成する第一の理由は、これまで何ら法的整備がされてこなかった代理懐胎にかかる医師の責務などについて、明確に仕組みが設けられることになったということであります。この法案の成立により、医師が代理出産の手術にちゅうちょする必要がなくなることが期待されます。〔同じ会派委員、拍手〕

第二に、営利目的での代理出産を禁止するなど、適正化のためのルールが明確に定められたことは、大変評価できます。〔同じ会派委員、拍手〕

そして、第三に、代理出産によって出生した子どもと依頼者夫婦の間で、早期に安定的な法的な親子関係を構築できるようになったことは非常に画期的だといえるでしょう。生まれてくる子どもの福祉を考えれば、依頼者夫婦との親子関係がまずは築かれるべきで、技巧的とかご都合主義といった反対派の批判はあたらないものと考えます。〔同じ会派委員、拍手〕

以上の理由から本法律案に強く賛成することを表明し、討論といたします。ありがとうございました。〔同じ会派委員、拍手〕

⑨ 附帯決議案

私はただいま可決されました「代理懐胎の適正化及び親子関係の特例に関する法律案」に対し、おしい無党、悪戦苦党及びぼくらの党の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

代理懐胎の適正化及び親子関係の特例に関する法律案に対する附帯決議（案）

政府は、本法の施行^{せこう}にあたり、次の事項について適切な措置を講じ、その運用にあたっては万全を期すべきである。

一 代理懐胎をはじめとする生殖補助医療について、国民の適切な理解をすすめるため、必要な措置をとるよう努めること

二 生殖補助医療に伴う費用負担を軽減すべく、支援・助成等の拡充・改善に努めること

三 代理懐胎においては、代理懐胎者の人権に十分な配慮がなされるよう、医療関係者及びあっせん業者に対する指導を徹底すること

四 親子関係の特例について、子の福祉が最大限に実現されるよう制度の運用状況についての調査・検討を行い、必要に応じて適切な措置をとるよう努めること

右決議する

何卒皆様のご賛同を賜わらんことをお願い申し上げます。

⑩ 附帯決議に対する政府発言

ただいま御決議のありました附帯決議につきましては、その趣旨を尊重し、本法律案の実施に努めてまいりたいと存じます。

⑪ 議長用台本

〔発議者（M1・M2）はひな壇に着席して待つ。〕

—————入 場—————

〔議長下手（向って左手）より入場。〕（〔場内拍手〕）

〔議長登壇。一礼して、議長席に着く（議長らしい威厳を保つ）。〕

—————

〔議長、ギャベルを2度叩く。〕

—————開 議—————

「これより会議を開きます。」

—————日程の宣告—————

「日程第一 代理懐胎の適正化及び親子関係の特例に関する法律案、衆議院提出。」

—————

「まず、委員長の報告を求めます。」

「生殖補助医療に関する特別委員長 [X] 君。」

—————委員長報告—————

（〔場内拍手〕）

（〔委員長下手より登壇。議長に一礼して演壇に進む。議場に向かって一礼（〔場内拍手〕）。報告書朗読〕）

（〔場内拍手〕、委員長は、議場に向かって一礼して、上手より議席に戻る。途中、議長に一礼。議長は委員長が議席に戻るまで待つ。）

—————討 論—————

「本案について討論の通告がございます。発言を許します。」

「〔C2] 君。」

—————

（〔場内拍手〕）

（〔 C2] 君下手より登壇。議長に一礼して演壇に進む。議場に向かって一礼（〔場内拍手〕）。討論文朗読。）

（〔場内拍手〕、〔 C2] 君は、議場に向かって一礼して、上手より議席に戻る。途中、議

⑫ 本会議における委員長報告

〔委員長下手から登壇。〔場内拍手〕議長席手前で一礼、演壇で議場に対して一礼し、報告書朗読〕

ただいま議題となりました法律案につきまして、生殖補助医療に関する特別委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、生殖補助医療技術を利用して、代理懐胎を行う場合の手続き等を定め、その適正化をはかるとともに、出生した子と依頼夫婦との関係について特別養子縁組制度を利用した特例措置を設けることで、法的身分関係の安定化を図ることを目的とするものであります。

委員会におきましては、法案提出の背景、性同一性障害者への対応、生殖補助医療への助成、具体的事例における法案の問題点、海外における代理出産の問題等について質疑を行いました。その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、

〔悪戦苦党〕を代表して〔C3〕委員より反対する旨の意見が、〔おいしい無党〕を代表して〔A2〕委員より賛成する旨の意見が、それぞれ述べられました。

討論を終局し、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。

（〔場内拍手〕、委員長は、議場へ一礼、議長に対して一礼し、上手から議席に戻る。〔場内拍手〕）

⑬ 本会議における反対討論

〔下手より登壇。議長席手前で一礼、演壇で議場に対して一礼して討論〕〔拍手〕

私は、「悪戦苦闘」を代表いたしまして、ただいま議題となっております代理懐胎の適正化及び親子関係の特例に関する法律案に対し、断固反対の立場から討論を行います。〔拍手〕

皆さんは、最近、問題になったあるテレビ番組のことを覚えているでしょうか。児童養護施設を舞台にしたドラマで、全国児童養護施設協議会などから内容改善を求められているほか、先月には鹿児島市の高校2年の男子生徒がテレビ局に対し、ドラマの放送中止と施設の子供への謝罪を求める約7000人分の署名を提出したと伝えられております。

そのドラマの内容に様々な意見があるでしょうが、この問題の本質は大人の勝手な考え方が、どれほど子どもたちを傷つけているかということに、社会全体が鈍感になっていることにあると考えます。〔拍手〕

実は、この法案も根っこは同じでありまして、子どもが欲しいと願う夫婦の気持ちを上手く利用し、実際は少子化対策で、人口増加を図ろうとする政府与党のたくらみが見え隠れしております。そのため、子どもの福祉を最大限に考えて創設された特別養子縁組を悪用し、親がすでに亡くなっても子どもとの間で親子関係が成立するという、非常に奇怪な制度を作ろうとしているのです。果たしてそこで産まれてきた子どもはどうなるのでしょうか。そのようなことは全く考えていないのが、今の政府与党なのです。子どもの気持ちを全く考えずに、想定外の事態が起きたら場当たりの考えればよいという、人間を道具のように扱う法案は、断固として廃案にしなければなりません。〔拍手〕

今の政府与党は、戦争のできる国に向けて着々と法整備を行っています。かつてアジアの国々を苦しめた侵略戦争を全く反省せず、再び戦争への道を歩もうとしていることは明らかです。その戦争の道具として、何としても兵隊の数を増やそうと、人口増加政策を進めているのです。こうして軍備を增強し、準備が整ったところで憲法を改悪することを、アジアを始めとする世界中の国々が危惧しています。再び軍靴の音を聞かないために、そして世界に誇る平和憲法を守るためにも、この法案の成立は何としても阻止しなければなりません。〔拍手〕

そして、家族関係を崩壊させ、日本らしい価値観を失わせようというのも、この法案に秘められた目的であると言わざるを得ません。自分の好みでも家族関係を自由に作れるかのようにすることは、個人の尊厳に反し、憲法13条の

定めた幸福追求権の濫用であるといえるでしょう。〔拍手〕

東日本大震災から 3 年を経過し、人々の記憶も風化しつつあります。震災のときにその重要性が改めて認識されたのが人々の「絆」ではなかったでしょうか。それは、地縁や血縁といった、昔ながらの人間関係のなかでこそ育まれる社会関係資本、ソーシャル・キャピタルです。社会学や経済学、最近では憲法学においてもその価値が見直されてきているところです。

ところが、この法案は、家族関係という最も絆の深い関係が、さも着せ替え人形のように自由に作れるかのような意識を人々に植え付けることとなります。そうなれば煩わしい人間関係からはいつでも離脱し、その時々で自分に都合の良い人間関係を選ぶという、刹那的な生き方を推奨することとなります。これでは「絆」の価値など簡単に失われてしまいます。したがって、この法案は、人々を孤立させ、社会を分断し、国家を不安定なものにさせる危険なものであるといえるでしょう。〔拍手〕この点からも、断固反対しなければなりません。

そして、近年、外国では代理出産ビジネスなるものが暗躍していることは周知の通りです。その国というのが、インド・タイといった国々ですが、まさに「中国包囲網」などと称して、最近、日本が急接近している国々であることに気付かなければなりません。インターネット上で特に右傾化が見られるところですが、そうしたネトウヨと呼ばれる人々は、意外とこの法案を支持していると言われていますが、それは法案の成立に隠された意図に気付かない「情報弱者」だからなせる業と言わざるを得ません。中国では代理出産を違法化しています。そして、代理出産ビジネスが進んでいるアメリカとの TPP 交渉が、代理出産ビジネスを大々的に受け容れることにつながるという陰謀にも気付かなければならないでしょう。是非、自分の頭でよく考えてみてください。こんな法案は百害あって一利なしです〔拍手〕。法案の立案者は、人間を道具のように扱う軍国主義国家を作り、アジアの国々を再び侵略しようとして、まさに国民を欺こうとしています。

是非とも、これを廃案とし、今一度、真に国民のためになるような制度を作っていこうではありませんか。〔拍手〕与党議員の皆さんにも呼びかけたい。参議院の良識を示すときではありませんか。〔拍手〕

以上の理由から本法律案に反対することを表明し、討論といたします。ありがとうございました。〔拍手〕

(議場へ一礼。〔拍手〕上手に進みながら振り返り、議長に対して一礼し、議席に戻る。)

⑭ 法律案

代理懐胎の適正化及び親子関係の特例に関する法律案（第 186 回国会衆法▲▲号）

SFC 模範議会プロジェクト 2014

2014-03-06 版

第一章 総 則

（目 的）

第一条 この法律は、代理懐胎手術のための手続等を定めるとともに、これによって出生した子に関する親子関係の特例を定めること等により、代理懐胎の適正化をはかることを目的とする。

（定 義）

第二条 この法律で代理懐胎とは、女性が第三者のために出産することを目的として手術により人工的に懐胎することをいう。

（代理懐胎の原則禁止）

第三条 何人も、この法律の規定による場合のほか、代理懐胎手術をしてはならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第四条 国及び地方公共団体は、代理懐胎その他生殖補助医療に対する国民の理解を深めるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第二章 代理懐胎手術

（代理懐胎手術の要件）

第五条 都道府県の区域を単位として設立された公益社団法人たる医師会の指定する医師（以下「指定医師」という。）は、次の各号に該当する者に対して、代理懐胎をしようとする者及び親となろうとする夫婦（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様な事情にある者を含む。以下同じ。）の同意を得て、代理懐胎手術を行うことができる。

一 厚生労働省令で定める疾病又は障害により、妻が妊娠又は分娩が不可能又は困難と認められるとき

二 妻が妊娠又は分娩することにより、母体及び胎児の生命又は健康に危険を及ぼすおそれがあると認められるとき

三 その他厚生労働省令で定める事由に該当すると認められるとき

2 前項の規定により代理懐胎手術を行った医師は、厚生労働省令で定めるところにより、直ちに、当該手術が的確に行われたことを証する書面を作成しなければならない。

（記録の作成、保存及び閲覧）

第六条 医師は、前条の規定により代理懐胎手術を行った場合には、厚生労働省令で定めるところにより、代理懐胎手術等に関する記録を作成しなければならない。

2 前項の記録は、病院又は診療所に勤務する医師が作成した場合にあっては当該病院又は診療所の管理者が、病院又は診療所に勤務する医師以外の医師が作成した場合にあっては当該医師が、五年間保存しなければならない。

3 前項の規定により第一項の記録を保存する者は、代理懐胎により出産した子その他の厚生労働省令で定める者から当該記録の閲覧の請求があった場合には、厚生労働省令で定めるところにより、閲覧を拒むことについて正当な理由がある場合を除き、当該記録のうち個人の権利利益を不当に侵害するおそれがないものとして厚生労働省令で定めるものを閲覧に供するものとする。

(営利目的による代理懐胎等の禁止)

第七条 何人も、代理懐胎の対価として財産上の利益の供与を受け、又はその要求若しくは約束をしてはならない。

2 何人も、代理懐胎の対価として財産上の利益を供与し、又はその申込み若しくは約束をしてはならない。

3 何人も、代理懐胎をすること若しくはその依頼をすることのあっせんをすること若しくはあっせんをしたことの対価として財産上の利益の供与を受け、又はその要求若しくは約束をしてはならない。

4 何人も、代理懐胎をすること若しくはその依頼をすることのあっせんを受けること若しくはあっせんを受けたことの対価として財産上の利益を供与し、又はその申込み若しくは約束をしてはならない。

5 何人も、代理懐胎が前各項の規定のいずれかに違反する行為に係るものであることを知って、代理懐胎手術をしてはならない。

6 第一項から第四項までの対価には、交通、通信、移植術に使用されるための臓器の摘出、保存若しくは移送又は移植術等に要する費用であって、移植術に使用されるための臓器を提供すること若しくはその提供を受けること又はそれらのあっせんをすることに関し、通常必要であると認められるものは、含まれない。

(業として行う代理懐胎のあっせんの許可)

第八条 業として代理懐胎をすること又はその依頼をすることのあっせん(以下「業として行う代理懐胎のあっせん」という。)をしようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。

2 厚生労働大臣は、前項の許可の申請をした者が次の各号のいずれかに該当する場合には、同項の許可をしてはならない。

一 営利を目的とするおそれがあると認められる者

二 業として行う代理懐胎のあっせんに当たって当該代理懐胎を依頼する者の選択を公平かつ適正に行わないおそれがあると認められる者

(秘密保持義務)

第九条 前条第一項の許可を受けた者(以下「代理懐胎あっせん機関」という。)若しくは

その役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、業として行う代理懐胎のあっせんに関して職務上知り得た人の秘密を漏らしてはならない。

(帳簿の備付け等)

第十条 代理懐胎あっせん機関は、厚生労働省令で定めるところにより、帳簿を備え、その業務に関する事項を記載しなければならない。

2 代理懐胎あっせん機関は、前項の帳簿を、最終の記載の日から五年間保存しなければならない。

(報告の徴収等)

第十一条 厚生労働大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、代理懐胎あっせん機関に対し、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に、代理懐胎あっせん機関の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査及び質問をする権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(指示)

第十二条 厚生労働大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、代理懐胎あっせん機関に対し、その業務に関し必要な指示を行うことができる。

(許可の取消し)

第十三条 厚生労働大臣は、代理懐胎あっせん機関が前条の規定による指示に従わないときは、第八条第一項の許可を取り消すことができる。

(留意事項)

第十四条 代理懐胎あっせん機関は、代理懐胎をしようとする者の人権に配慮しなければならない。

(厚生労働省令への委任)

第十五条 この法律に定めるもののほか、代理懐胎手術その他この章の規定の施行に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第三章 親子関係の特例

(代理懐胎による予定特別養子縁組の成立)

第十六条 家庭裁判所は、第五条による代理懐胎手術が行われたときは、養親となる者の請求により、出生の事実により代理懐胎した者との親子関係が終了する縁組（以下「予定特別養子縁組」という。）を成立させることができる。

2 前項に規定する請求は、やむを得ない事由がある場合を除き、代理懐胎手術の日から6か月以内に行わなければならない。

(代理懐胎した者との親族関係の終了)

第十七条

養子と代理懐胎した者との親子関係は、出生の事実によって終了する。

(この法律に定めがない事項)

第十八条 予定特別養子縁組に関し、この法律に定めがない事項については、民法（明治二十九年四月二十七日法律第八十九号）の規定する特別養子縁組の例による。

第四章 罰 則

第十九条 第七条第一項から第五項までの規定に違反した者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前項の罪は、刑法（明治四十年法律第四十五号）第三条の例に従う。

第二十条 第五条第二項の書面に虚偽の記載をした者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二十一条 第八条第一項の許可を受けないで、業として行う代理懐胎のあっせんをした者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第二十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第六条第一項の規定に違反して、記録を作成せず、若しくは虚偽の記録を作成し、又は同条第二項の規定に違反して記録を保存しなかった者

二 第九条の規定に違反した者

三 第十条第一項の規定に違反して、帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は同条第二項の規定に違反して帳簿を保存しなかった者

四 第十一条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

2 前項第二号の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

第二十三条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第十九条、第二十一条及び前条（同条第一項第二号を除く。）の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

2 前項の規定により法人でない団体を処罰する場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟

に関する法律の規定を準用する。

第二十四条 第十九条第一項の場合において供与を受けた財産上の利益は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

附 則

- 1 この法律は、公布の日から起算して二年を経過した日から施行する。
- 2 この法律による代理懐胎手術等については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況を勘案し、その全般について検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるべきものとする。

理 由

代理懐胎のための手術及びあっせん等が適正に行われるための手続を定めるとともに、代理懐胎により出生した子の家族関係についての特例を設ける必要がある。これが本法律案を提出する理由である。

この法律案は、平成 25 年度秋学期 SFC リーガルワークショップの授業内で学生が作成したものを、平成 26 年度 SFC 憲法（統治）における模範議会 2014 用にアレンジしてあります。なお、この企画は、法律案に含まれる内容について賛否を主張することを目的とするものではありません。

<http://web.sfc.keio.ac.jp/~junta/>

<参考文献>

○ 判 例

最二小判昭和 37 年 4 月 27 日民集 16 卷 7 号 1247 頁

最二小判平成 19 年 3 月 23 日民集 61 卷 2 号 619 頁

最三小判平成 25 年 12 月 10 日裁時 1593 号 4 頁

○ ガイドライン

日本不妊学会「『代理母』の問題についての理事見解」（1992 年 11 月）

日本産科婦人科学会「代理懐胎 に関する見解」（2003 年 4 月）

○ 報告書

厚生科学審議会生殖補助医療部会「精子・卵子・胚の提供等による 生殖補助医療制度の整備に関する報告書」（平成 15 年 4 月 28 日）

法制審議会生殖補助医療関連親子法制部会「精子・卵子・胚の提供等 により出生した子の親子関係に関する民法の特例に関する要綱中間試案」（平成 15 年 7 月 15 日）

日本学術会議生殖補助医療の在り方検討委員会「代理懐胎を中心とする生殖補助医療の課題—社会的合意に向けて—」（平成 20 年 4 月 16 日）

日本医師会「生殖補助医療の法制化に関する日本医師会生殖補助医療法制化検討委員会の提案」（平成 25 年 2 月 13 日）

○ 調 査

平成 10 年度厚生科学研究費補助金 行政政策研究分野 厚生科学特別研究事業「生殖補助医療技術に対する国民の意識に関する研究」報告書「生殖補助医療技術についての意識調査 集計結果（概要）」平成 11 年 5 月

平成 14 年度厚生労働科学研究費補助金厚生労働科学特別研究「生殖補助医療技術に対する国民の意識に関する研究」報告書「生殖補助医療技術についての意識調査 2003 集計結果」平成 15 年 4 月